

理 由 書

本区域における実現すべき住宅市街地のあり方、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針を定め、さらに、既存の低・未利用地及び住宅密集市街地等、その地域特性に応じて良好な住宅市街地として計画的に整備又は開発すべき相当規模の地区について、地区の整備又は開発の目標、用途、密度に関する基本方針等を定めることにより、良好な居住環境の整備、誘導を図るため、本案のとおり変更するものです。

渋谷南部地区、下福田地区、下鶴間山谷南地区については、土地区画整理事業の完了に伴い、計画的な住宅市街地の整備と基盤施設の整備が図られたことから削除するものです。